

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年1月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500101号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500024号

第1 結論

請求期間のうち、平成4年1月から同年3月までの期間及び平成4年7月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年1月から同年3月まで
② 平成4年7月
③ 平成7年10月
④ 平成8年1月から平成9年3月まで
⑤ 平成9年4月から平成12年3月まで

請求期間①及び②について、高校卒業後にA県内の専門学校に入学したが、住民票は親元のB市に置いていたため、国民年金保険料の納付は母が行っていたが、年金記録では未納と記録されており納得できない。

請求期間③及び④について、C大学在籍中に、住民票をB市からC市に異動したので、自身で国民年金保険料を納付していたが、一度だけ平成7年10月の保険料を納付し忘れた際、C市の職員が自宅を訪問してきたので、保険料を直接手渡し、それ以降の保険料は集金に来てもらうようになった。大学在籍中は、実家からの仕送りが途絶えたことはなく、保険料は毎月納付していたはずなのに、年金記録では未納と記録されており納得できない。

請求期間⑤について、C大学在籍中の平成9年4月に留年が決定し、仕送りが減額となり経済的に苦しくなったことを、自宅に国民年金保険料を集金に来ていたC市の職員に相談したところ、保険料の免除制度があることを教えてもらったので、免除申請の書類をもらい、後日、当該職員に記入方法を確認し、直接申請用紙を提出した。

翌年の平成10年度分の免除申請書も、C市の職員へ直接提出した。平成11年度分の免除申請手続は、平成10年12月に交通事故に遭い長期入院していたので、当時看病にきていた母が行ったが、年金記録では免除ではなく、未納と記録されていることに納得できない。

以上、請求期間①から⑤までについて、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母は、オンライン記録によると、昭和49年7月から厚生年金保険の被保険者資格を取得する直前の昭和59年3月までの期間は、国民年金に任意加入し、当該期間に係る保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、請求者は請求期間①及び②の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間の前後を通じて請求者の住所及び請求者の母の生活状況に変化は認められないほか、請求者の母は、当時、家族が生活に困窮していた事実はなく、保険料を納付できない事情もなかったと陳述していることから、保険料納付意識の高かった請求者の母が、請求者の請求期間①及び②の保険料を納付したのものと考えても不自然ではない。

そのほかの事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 請求期間③及び④について、請求者は、住民票をB市からC市に移した平成6年10月以降の国民年金保険料は自身が金融機関で納付していたが、平成7年10月の保険料納付を忘れた際、自宅にC市の職員が来たので、直接職員に手渡し、職員一名の姓も記憶していると主張しているところ、同市によると、当時、保険料の徴収を主な業務とする職員が戸別訪問を行っていたが、請求者が記憶している職員は当該期間においては在籍していないと回答していることから、請求者の主張と相違している。

また、請求者は、毎回別のC市の職員が自宅を訪問していたと記憶しているところ、複数の職員が、それぞれ事務処理を誤るとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間③及び④について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間③及び④について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 請求期間⑤について、請求者は、平成9年度に初めて国民年金保険料の免除申請をすることになった当時の状況について、仕送りが減額となったことをC市の職員に相談したと具体的に記憶しており、当該職員から受け取ったとする国民年金保険料免除申請書及び当該職員の姓が記載された返信用封筒の写しを所持していることから、同申請書を提出した可能性がうかがえる。

しかしながら、請求者の国民年金保険料免除申請については、請求期間⑤当時における学生に係る国民年金保険料免除基準により、本人及び親元の世帯全員の所得額に基づいて免除承認の可否が判断される場所、請求者の父母が当時加入していた厚生年金保険の標準報酬月額によると、親元の世帯の所得水準は当該免除基準を上まわっていた可能性が高く、仮に免除申請を行ったとしても却下されたものと考えられる。

また、C市の国民年金被保険者名簿及び、請求者が平成11年5月に住民票をC市からA市に移したことにより作成されたA市の同名簿においても、請求期間⑤に係る国民年金保険料は免除ではなく、未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が請求期間⑤について、国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤について国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500118号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500049号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年7月1日から同年6月22日に訂正し、昭和40年6月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和40年6月22日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年6月22日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年6月22日から同年7月1日まで

昭和40年6月22日にC社D工場からA社B事業所に出向し、継続して勤務していたが、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社及びA社が保管している人事記録並びに請求者の雇用保険加入記録から判断すると、請求者はA社及びそのグループ会社に継続して勤務し(昭和40年6月22日にC社D工場からA社B事業所へ出向)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和40年7月の厚生年金保険の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年6月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500153号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500050号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を26万4,000円、平成17年12月16日の標準賞与額を21万4,000円、平成18年7月10日の標準賞与額を9万6,000円及び平成18年12月15日の標準賞与額を9万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日、平成17年12月16日、平成18年7月10日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日、平成17年12月16日、平成18年7月10日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月17日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月15日

年金記録を確認したところ、A社から支給された賞与のうち、請求期間①から④までの賞与が記録されていない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士の回答及びB信用金庫C支店から提出された預金取引明細表により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、当該事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所の同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の写しにより、当該同僚二人は請求期間①から④までに当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から④までにおいて支払を受けた賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求

者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、本事案における請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、同僚二人から提出された給料計算書（賞与分）の記載内容及び上記預金取引明細表に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は26万4,000円、請求期間②は21万4,000円、請求期間③は9万6,000円及び請求期間④は9万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500178号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500051号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を31万8,000円、平成18年7月10日の標準賞与額を24万円、平成19年7月10日の標準賞与額を25万2,000円、平成19年12月20日の標準賞与額を36万9,000円、平成20年7月15日の標準賞与額を21万8,000円及び平成20年12月29日の標準賞与額を30万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月20日、平成20年7月15日及び平成20年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月17日
② 平成18年7月10日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月15日
⑥ 平成20年12月29日

年金記録を確認したところ、A社から支給された賞与のうち、請求期間①から⑥までの賞与が記録されていない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士の回答、B信用金庫C支店から提出された預金取引明細表及び請求者の所持する預金通帳により、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、当該事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所の同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の写しにより、当該同僚二人は請求期間①から⑥までに当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期

間①から⑥までにおいて支払を受けた賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、本事案における請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、同僚二人から提出された給料計算書（賞与分）の記載内容及び上記預金取引明細表に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 31 万 8,000 円及び請求期間②は 24 万円とすることが妥当である。また、請求期間③から⑥までに係る標準賞与額については、社会保険労務士から回答された請求期間③から⑥までに係る賞与支給額から、請求期間③は 25 万 2,000 円、請求期間④は 36 万 9,000 円、請求期間⑤は 21 万 8,000 円及び請求期間⑥は 30 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500124号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500055号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年4月に支給された賞与に係る記録については、支給日を同年4月20日、標準賞与額を20万円に、平成20年8月に支給された賞与に係る記録については、支給日を同年8月11日、標準賞与額を9万8,000円に、平成20年12月に支給された賞与に係る記録については、支給日を同年12月15日、標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成19年4月20日、平成20年8月11日及び平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年4月20日、平成20年8月11日及び平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年4月
② 平成20年8月
③ 平成20年12月

A社から請求期間①、②及び③に賞与が支給されたが、年金記録が確認できない。
当時の賞与支給明細書を保管しているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与支給明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は20万円、請求期間②は10万円、請求期間③は5万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は20万円、請求期間②は9万8,000円、請求期間③は5万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間①は20万円、請求期間②は9万8,000円、請求期間③は5万円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、当該事業所の当時の事業主、社会保険事務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求期間①は平成19年4月20日、請求期間②は平成20年8

月 11 日、請求期間③は平成 20 年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、各請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500078号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500023号

第1 結論

平成3年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成5年3月まで

大学生の時に国民年金保険料の免除申請を行っていた請求期間の保険料については、平成5年4月に就職後、A社会保険事務所(当時)から納付督促の書面を受け取ったので、同事務所に出向き、現金で20万円程度を支払ったが、請求期間の記録は免除のままの記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、免除期間とされていた請求期間の国民年金保険料を追納した契機について、平成5年頃、A社会保険事務所から免除期間中の保険料を支払うよう書面(郵便物)で催促を受けたと詳細に記憶しているところ、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者記録は、オンライン記録によると、平成3年度及び平成4年度当時から全て免除と記録されており、未納期間はないことから、請求者に対し請求期間に係る保険料納付を促す書面(督促状等)が送付されることはなく、請求者の主張とは符合しない。

また、請求者に対し、国民年金保険料の督促状ではなく、追納に関する勧奨状が送付された可能性について、日本年金機構は、「国民年金保険料の追納期限経過直前の期間を有する者に対する追納勧奨の実施について(平成3年12月12日付け社会保険庁運営部年金指導課長通知)」により、平成5年当時は免除該当期間から9年以上経過して、追納できる期限(10年)が迫っている免除期間を有する者を勧奨状送付対象としていたことから、平成3年度及び平成4年度の免除期間に対する追納勧奨は、平成5年当時では行っていないと回答しており、請求者に対し、追納に関する勧奨状が送付された可能性はないと考えられる。

さらに、国民年金保険料の追納に関する広報等が追納の契機となった可能性について、日本年金機構は、「請求期間当時、免除期間を対象とした納付督促は行われていなかったと考えられる。」と回答している上、請求者が請求期間当時居住していたA市は、「当時、国民年金保険料に関する追納の関係は全て社会保険事務所(当時)にまかせていた。」と回答しており、同市の平成5年4月付け広報誌では、保険料の追納に関する記載はあるものの、保険料の追納を促す内容の説明は行っておらず、督促や催告と受け止められる内容とはなっていないことから、追納に関する広報等が追納の契機となったとは考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を追納したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500134 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1500025 号

第 1 結論

昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間、昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の請求期間、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の請求期間、昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 2 月までの請求期間、昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間、昭和 62 年 12 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間、昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの請求期間、平成元年 12 月から平成 2 年 3 月までの請求期間、平成 2 年 12 月から平成 3 年 3 月までの請求期間、平成 3 年 12 月から平成 4 年 3 月までの請求期間、平成 4 年 12 月から平成 5 年 3 月までの請求期間及び平成 5 年 12 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月
③ 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月
④ 昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 2 月まで
⑤ 昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 3 月まで
⑥ 昭和 62 年 12 月から昭和 63 年 3 月まで
⑦ 昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月まで
⑧ 平成元年 12 月から平成 2 年 3 月まで
⑨ 平成 2 年 12 月から平成 3 年 3 月まで
⑩ 平成 3 年 12 月から平成 4 年 3 月まで
⑪ 平成 4 年 12 月から平成 5 年 3 月まで
⑫ 平成 5 年 12 月から平成 6 年 3 月まで

請求期間は、会社から離職票をもらい、A 市役所で、妻が、私の国民年金の資格取得手続きをすると同時に国民年金保険料の免除申請手続きをその都度行ったが、平成 6 年度より前の請求期間については免除の記録となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑫までについては、請求者の妻が国民年金保険料の免除申請手続きをその都度行ったとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成 6 年 12 月 15 日に A 社会保険事務所 (当時) において払い出されたことが確認でき、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求期間①から⑫までに係る国民年金の被保険者資格取得日及び同喪失日の入力処理は、オンライン記録により、全て平成 6 年 12 月 15 日に行われていることが確認できることから、当該入力処理が行われるまで、国民年金には未加入とされていた期間であり、制度上、当該期間の免除申請を行うこ

とができなかったものと認められ、請求者の主張と符合しない。

また、A市が管理する納付記録検索システムの納付記録において、請求期間①から⑫までの国民年金保険料は未納と記録されており、保険料が免除されていた形跡は見当たらず、オンライン記録と一致している。

さらに、請求期間は12期間と多数であり、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い上、請求者が請求期間①から⑫までについて国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑫までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500135号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500026号

第1 結論

昭和61年12月から昭和62年3月までの請求期間、昭和62年12月から昭和63年3月までの請求期間、昭和63年12月から平成元年3月までの請求期間、平成元年12月から平成2年3月までの請求期間、平成2年12月から平成3年3月までの請求期間、平成3年12月から平成4年3月までの請求期間、平成4年12月から平成5年3月までの請求期間及び平成5年12月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年12月から昭和62年3月まで
② 昭和62年12月から昭和63年3月まで
③ 昭和63年12月から平成元年3月まで
④ 平成元年12月から平成2年3月まで
⑤ 平成2年12月から平成3年3月まで
⑥ 平成3年12月から平成4年3月まで
⑦ 平成4年12月から平成5年3月まで
⑧ 平成5年12月から平成6年3月まで

夫の仕事が冬期失業になった後、毎回、夫の会社から離職票をもらい、A市役所で、私が、私と夫の国民年金の資格取得手続をすると同時に国民年金保険料の免除申請手続をその都度行ったが、平成6年度より前の請求期間については免除の記録となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑧までについて、A市役所で夫婦二人分の国民年金の資格取得手続及び国民年金保険料の免除申請手続を自身がその都度行ったとしているが、オンライン記録によると、請求期間①から⑧までに係る請求者及び請求者の夫の国民年金第1号被保険者の資格取得日及び同喪失日は、全て平成6年12月15日に入力処理されていることから、請求期間①から⑧までに係る国民年金第1号被保険者の資格取得手続は、請求者の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した都度すぐに行われていなかったものと認められ、請求者の主張と符合しない上、保険料の免除は、制度上、申請日の属する月の前月より前の期間について遡って行うことはできないことから、当該処理日において、請求期間①から⑧までに係る保険料の免除申請手続は行うことができない。

また、A市の国民年金被保険者名簿において、請求期間①から⑧までの国民年金保険料は未納と記録されており、保険料が免除されていた形跡は見当たらず、当該記録は、オンライン記

録と一致している。

さらに、請求期間は8期間と多数であり、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い上、請求者が請求期間①から⑧までについて国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑧までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500137号
厚生局事案番号 : 北海道(脱)第1500001号

第1 結論

昭和38年2月1日から昭和43年1月15日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年2月1日から昭和43年1月15日まで
年金記録によると、請求期間について、脱退手当金が支給と記録されているが、脱退手当金の申請をした記憶はなく、受給した記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA商会に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録における請求者の脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、脱退手当金は、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月半後の昭和43年8月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者は、平成2年11月19日に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得しているところ、請求期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは異なる同記号番号が新たに払い出されていることが確認でき、請求期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然であり、ほかに請求者に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500114 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1500048 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店 (現在は、C 社) における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から昭和 58 年 8 月 1 日まで

請求期間は、A 社に勤務していた。入社以来、給与は毎年増加していたが、年金記録では標準報酬月額が前年よりも減額され又は前年と同額のまま変更されていない期間がある。請求期間の標準報酬月額が増加していないのはおかしいので、訂正して年金額に反映させてほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間における請求者に係る標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月 1 日及び昭和 50 年 10 月 1 日にそれぞれ直前の標準報酬月額より低く改定されていることが認められる。また、昭和 46 年 11 月 1 日から昭和 48 年 8 月 1 日までの期間及び昭和 54 年 8 月 1 日から昭和 56 年 10 月 1 日までの期間において標準報酬月額が変更されていないことが認められる。

しかしながら、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、上記期間における請求者に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

- 2 請求者は、請求期間のうち標準報酬月額が 18 万円から 15 万円に減額されている昭和 50 年 10 月 1 日改定について、所持している「資格・賃金通知書 (実施期日昭和 50 年 4 月 1 日)」によれば、昭和 50 年 4 月に 16 万 7,000 円の給与が支給されているのに、同年 10 月改定の標準報酬月額がそれより低い 15 万円はおかしいと主張するが、請求者の同僚の一人は「昭和 50 年は労使の賃金交渉が遅れ、賃金改定は 8 月給与からとなった。賃金交渉期間は組合の交渉戦術として時間外・休日勤務拒否が実施され、一時的に給与が減額になった。」と回答しており、同僚 3 人が提出した昭和 50 年分の給与明細書及びこのうち二人が提出した「資格・賃金通知書 (実施期日昭和 50 年 4 月 1 日)」を照合した結果、昭和 50 年 4 月には賃金改定が行われず、同年 8 月から新賃金となったことが確認できる。また、昭和 50 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定の基礎となった給与明細書を保管していた同僚二人から提出された当該給与明細書に記載された支給総額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う金額であることから、事業主は、当時の厚生年金保険法に基づく適正な標準報酬月額の届出を行っていたことが確認できる。

- 3 請求者が同じ D 地区で勤務していたとして名前を挙げた同僚 12 人のうち、昭和 40 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 6 人は、いずれも請求者と同様に標準報酬月額が減額されている。また、昭和 50 年 10 月 1 日の標準報酬月額改定時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 12 人については、請求者と同様に、昭

和 50 年 10 月に標準報酬月額が減額され、翌月に増額となっている者が 7 人確認できることから、請求者の標準報酬月額のみが低額に記録されていると認められるような事情は見当たらない。

- 4 請求期間のうち上記 3 の改定時を除く期間について、請求者に係る標準報酬月額は漸増傾向を示しており、請求者が D 地区で勤務していたとして名前を挙げた同僚 12 人の標準報酬月額の推移と比較して不自然な状況は見当たらない。

なお、請求者に係る標準報酬月額が 32 万円となっている昭和 54 年 8 月 1 日改定から昭和 56 年 10 月 1 日改定までの期間のうち、昭和 54 年 8 月から昭和 55 年 9 月までの標準報酬月額については、当時の標準報酬月額の等級区分における最高等級である。

- 5 事業主から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳に記載された標準報酬月額は、厚生年金基金加入期間（昭和 45 年 4 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日まで）において請求者のオンライン記録と一致する。

このほか、請求期間における請求者が主張する事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500048号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500052号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正、又はA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年1月30日から同年4月1日まで
② 昭和52年3月1日から同年11月2日まで
③ 昭和58年1月1日から昭和62年9月1日まで

請求期間①は、D社(厚生年金保険の適用事業所名はA社)からE社B支店(厚生年金保険の適用事業所名はA社B支店)に勤務先が変更となった時期であり、勤務は継続していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和52年3月1日から昭和62年8月末日までC社に勤務したが、請求期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、雇用保険の被保険者記録、D社の事業主の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、昭和45年2月2日以降の期間において、E社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によると、D社は、昭和45年1月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、E社B支店は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、いずれも、請求期間①当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、請求者の請求期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について、E社の当時の事業主に照会したものの、回答が得られない上、E社B支店の当時の支店長は既に死亡しており、同社同支店の事務担当者は病氣療養中であることから、これらを確認することができない。

さらに、D社及びE社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求者と同様に、昭和45年1月30日にD社における厚生年金保

険の被保険者資格を喪失し、同年4月1日にE社B支店において同被保険者資格を取得していることが確認できる18人のうち、生存及び所在が確認できた11人に照会し、6人から回答を得られたものの、このうち一人は、「D社とE社の代表者は親戚関係と聞いていたが、両社は別法人である。D社が倒産したため、いったん退職し、E社B支店に入社した。請求期間①当時、E社B支店は立ち上げたばかりで慌ただしく、健康保険及び厚生年金保険の手続が遅れ、これらの保険に加入していなかったと記憶している。請求期間①の厚生年金保険料は、給与から控除されていなかったと思う。」と陳述している上、他の者からも、請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述及び関連資料は得られなかった。

- 2 請求期間②について、請求者は、当局の照会に対する複数の同僚の回答から判断すると、入社日の特定はできないものの、C社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散しているほか、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和58年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間②当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる10人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた6人中4人は、雇用保険の被保険者資格取得日の2か月から7か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、請求期間②当時、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚への照会により、4人から回答を得られたものの、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

- 3 請求期間③について、請求者は、昭和62年8月末日までC社に継続して勤務していた旨主張しているが、雇用保険被保険者記録及び雇用保険支給台帳によると、昭和57年12月31日に当該事業所を離職した記録となっており、当該記録は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和58年1月1日）と符合している上、請求者は、昭和58年2月9日に求職の申込を行った後、同年2月16日から同年10月13日までの240日間について、9回にわたり失業の認定を受け、基本手当を受給していることが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和58年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間のうち昭和58年1月10日から昭和62年9月1日までの期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

一方、請求者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者を含む当該事業所の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、社会保険事務所（当時）が、過去に遡って記録した旨主張しているものの、i) 当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和58年1月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる17人（請求者を含む。）は、いずれも同年同月中に健康保険被保険者証を返納した記録（被保険者証を滅失した3人を含む。）が確認できること、ii) 当該17人のうち、12人（請求者を含む。）は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者となった記録が確認できること、iii) 任意継続被保険者の番号は、任意継続被保険者の資格取得処理順に付番されることから、上記12人に係る任意継続被保険者番号の前後の番号の者（C社以外の事業所において資格喪失し、任意継続被保険者資格を取得した者）に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認したところ、いずれも、昭和57年12月から昭和58年1月中であることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年1月10日）及び請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和58年1月1日）につい

て、社会保険事務所が遡って記録したとは考え難い。

さらに、請求者は、「私の妻は、請求期間③中の昭和 61 年 5 月 5 日から昭和 62 年 5 月 13 日までの期間、医療機関に入院していた。その際、妻は私の健康保険の被扶養者であったので、当時、私は、C社において健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずである。」旨主張し、当時、請求者の妻が入院していた医療機関が発行した証明書等の複数の資料を提出しているが、当該医療機関が保管する国保入院治療費請求台帳において、請求者の妻が、当該入院期間に国民健康保険の被保険者であった旨の記載が確認できる上、請求者の妻に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの期間は、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できることから判断すると、当時、請求者が、当該事業所において、健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

加えて、上述のとおり、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間③における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、当該事業所に係る被保険者原票において、請求者と同日の昭和 58 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚への照会により、6 人から回答を得たところ、このうち 3 人は、昭和 58 年 1 月 1 日以後も継続して勤務していた旨陳述しているが、当該 3 人のいずれの者からも、請求期間③に係る厚生年金保険料が自らの給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、全ての請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500050号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500053号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年3月17日から同年4月1日まで
② 昭和58年1月1日から昭和62年11月30日まで

年金記録によると、昭和57年4月1日から昭和58年1月1日まで、A社において厚生年金保険に加入した記録となっているが、請求期間①及び②についても、同社に継続して勤務していた。

両請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出したB市営住宅(空き家住宅)入居申込書により、請求者がA社に採用された日は、昭和57年3月17日である旨の記載が確認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、雇用保険被保険者記録によると、請求者の当該事業所における雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和57年4月1日であることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚への照会により、6人から回答を得たものの、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

2 請求期間②について、請求者は、A社に継続して勤務していた旨主張しているが、雇用保険被保険者記録及び雇用保険受給資格者証の写しによると、昭和57年12月31日に当該事業所を離職した記録となっており、当該記録は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和58年1月1日)と符合している上、請求者は、昭和58年2月14日に求職の申込を行った後、同年2月21日から同年8月19日までの180日間について、7回にわたり失業の認定を受け、基本手当を受給していることが確認できるほか、その後、請求期間②中の昭和59年6月1日から同年11月30日までの期間について、A社とは別の事業所において、短期雇用特例被保険者として雇用保険に加入し、同被保険者期間に係る特例一時金を受給していることが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和58年1月10日に厚生

年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②のうち昭和 58 年 1 月 10 日から昭和 62 年 11 月 30 日までの期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

一方、請求者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者を含む当該事業所の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、社会保険事務所（当時）が、過去に遡って記録した旨主張しているものの、i) 当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 58 年 1 月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる 17 人（請求者を含む。）は、いずれも同年同月中に健康保険被保険者証を返納した記録（被保険者証を滅失した 3 人を含む。）が確認できること、ii) 当該 17 人のうち、12 人（請求者を含む。）は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者となった記録が確認できること、iii) 任意継続被保険者の番号は、任意継続被保険者の資格取得処理順に付番されることから、上記 12 人に係る任意継続被保険者番号の前後の番号の者（A 社以外の事業所において資格喪失し、任意継続被保険者資格を取得した者）に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認したところ、いずれも、昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 1 月中であることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 58 年 1 月 10 日）及び請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 58 年 1 月 1 日）について、社会保険事務所が遡って記録したとは考え難い。

さらに、B 市は、当局の照会に対し、請求期間②のうち昭和 60 年 1 月 1 日から昭和 62 年 11 月 30 日までの期間について、請求者が、国民健康保険の被保険者であった旨の回答をしている。

加えて、上述のとおり、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、当該事業所に係る被保険者原票において、請求者と同日の昭和 58 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚への照会により、6 人から回答を得たところ、このうち 3 人は、昭和 58 年 1 月 1 日以後も継続して勤務していた旨陳述しているが、当該 3 人のいずれの者からも、請求期間②に係る厚生年金保険料が自らの給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500051 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1500054 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 1 月 10 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで
A 社には、昭和 61 年 3 月末日まで運転手として継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 3 月末日まで A 社に継続して勤務していたと主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、請求期間のうち昭和 58 年 1 月 10 日から昭和 59 年 4 月 28 日までの期間について、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険受給資格者証の写しによると、請求者は、昭和 59 年 4 月 28 日に当該事業所を離職した後、同年 5 月 17 日に求職の申込を行い、同年 5 月 24 日から同年 11 月 19 日までの 180 日間について、7 回にわたり失業の認定を受け、基本手当を受給していることが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和 58 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金の被保険者資格取得日は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和 58 年 1 月 10 日と記録されていることが確認できる。

一方、請求者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者を含む当該事業所の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、社会保険事務所 (当時) が、過去に遡って記録した旨主張しているものの、i) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) により、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 58 年 1 月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる 17 人 (請求者を含む。) は、いずれも同年同月中に健康保険被保険者証を返納した記録 (被保険者証を滅失した 3 人を含む。) が確認できること、ii) 当該 17 人のうち、12 人 (請求者を含む。) は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者となった記録が確認できること、iii) 任意継続被保険者の番号は、任意継続被保険者の資格取得処理順に付番されることから、上記 12 人に係る任意継続被保険者番号の前後の番号

の者（A社以外の事業所において資格喪失し、任意継続被保険者資格を取得した者）に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認したところ、いずれも、昭和57年12月から昭和58年1月中であることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日（いずれも昭和58年1月10日）について、社会保険事務所が遡って記録したとは考え難い。

加えて、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない上、当該事業所に係る被保険者原票において、請求者と同時期の昭和58年1月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚への照会により、6人から回答を得たところ、このうち3人は、昭和58年1月以後も当該事業所に継続して勤務していた旨陳述しているが、当該3人のいずれの者からも、請求期間に係る厚生年金保険料が自らの給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500127号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500056号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA市B部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のA市B部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年4月1日から同年5月15日まで
② 昭和46年6月12日から同年9月18日まで
③ 昭和46年9月20日から同年10月12日まで
④ 昭和46年10月14日から同年11月1日まで

請求期間①はA市立C保育園、請求期間②はA市立D保育園、請求期間③はA市立E保育園、請求期間④はA市立D保育園にそれぞれ臨時職員の保育士として勤務していたが、請求期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者記録が無く、請求期間④については、昭和46年10月14日から勤務していたにもかかわらず、A市B部における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年11月1日になっている。

請求期間①から④について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA市G課から提出された人事記録、A市G課の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①から④において、期間の特定はできないものの、A市立C保育園、D保育園及びE保育園にそれぞれ臨時職員の保育士として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A市G課は、請求期間①から④当時の臨時職員取扱要綱(昭和45年4月改正)を提出し、「当時、臨時職員は、この規定に従って取り扱われていたが、社会保険の加入についての記載が無く、当時の状況は確認できない。」と回答している上、現在、A市立保育園を所管しているA市F部は、「当時の資料が無いため、請求者の請求期間①から④における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については、不明である。」と回答している。

また、請求者は、保育士の同僚二人の名前を挙げており、このうち、請求者と同様に、臨時職員の保育士であったとする一人は、A市B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、昭和42年4月17日に被保険者資格を取得し、同年10月22日に同資格を喪失していることが確認できるところ、同人は、「請求者とは、A市立C保育園で一緒に勤務していた。私は、昭和42年4月に臨時職員として採用され、昭和43年4月

から正職員になった。臨時職員として勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いが、臨時職員に対する社会保険の取扱いは分からない。」と陳述している上、他の一人は、「請求者とは、A市立D保育園で一緒に勤務していた。しかし、私は、当初から正職員として採用されており、採用と同時にA市職員共済組合に加入した。」と陳述しており、当該同僚二人からは、請求者の請求期間①から④に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる具体的な陳述は得られなかった。

さらに、A市B部に係る被保険者原票により、請求期間①から④において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた19人に照会し、10人から回答が得られたところ、このうち、臨時職員の保育士として勤務していたとする6人のうち2人の厚生年金保険加入記録は、自身が記憶している勤務期間の一部である上、当該二人からは、自身が厚生年金保険に加入していない期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述や関連資料は得られなかった。

これらのことを踏まえると、請求期間①から④当時、事業主は、臨時職員の保育士について、採用と同時に、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。